

第六次国有林野施業実施計画書  
第一次変更計画

(千曲川下流森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 5 年 3 月

林野庁中部森林管理局

## 目 次

I 変更事由 .....	1
・ 治山に関する事項について	
II 変更事項	
4 治山に関する事項 .....	2

## 千曲川下流森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は令和 5 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

- ・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
枋川、野々海川、馬曲川、保科川、池尻川	保全施設	溪 間 工	5
桧俣川、馬曲川、保科川、上楠川、旭山	保全施設	山 腹 工	5
	保全施設	そ の 他	
千曲川下流森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	278.39
合 計	保全施設	溪 間 工	5
		山 腹 工	5
		そ の 他	
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	278.39

- (注) 1 位置は、単位流域を表す。  
 2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。  
 3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。